

平成 26 年 9 月 20 日

ファミリーハイツ明石管理組合
理事長 一瀬 充弘

改めて、入居者名簿提出のお願い（重要）

平素は、当マンション管理組合運営につきご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般より、入居者名簿のご提出をお願いしておりますが、未だ提出されておられません。

緊急時に対応するにあたり、緊急連絡先、入居者人数などの把握が管理組合として必須であるため、平成 26 年 4 月 20 日に開催致しました臨時総会において、入居者名簿の整備について、管理規約に提出を義務付ける旨の規定（管理規約第 19 条 2、第 42 条 2、3）を制定致しました。

不在のお部屋で火災やガス事故、あるいは水濡れ等の事故が発生した場合、緊急の事態の被害を最小限にとどめるためには緊急連絡が必要です。その他、お部屋の中などで緊急の事態が発生した場合にも関係者の方への緊急連絡が必要となることがあります。

一方、「区分所有法」におきましても第 6 条（区分所有者の権利義務等）にありますように、「他の区分所有者が損害を受けたときは、その償金を支払わなければならない」とされております。被害拡大を防ぐと共に、ご自身の財産を守るためにも、緊急時の連絡体制の構築が必要でありますので改めましてお願いする次第であります。

過去に提出された名簿の内容と相違がない場合でも、改めて提出をお願いします。

つきましては、本居住者名簿の整備の主旨を充分にご理解頂き、添付の入居者名簿に必要事項をご記入いただき、平成 26 年 10 月 3 日(金)までに管理事務所へ提出をお願い致します。

以 上